

# 逗子市DX推進ビジョン

2024年4月

逗子市

## 目次

1. 背景	2
1.1. 国の状況	2
1.2. 市の状況	2
2. DX推進ビジョン	3
2.1. 位置づけ	3
2.2. 期間	3
2.3. ビジョン	3
2.4. ビジョンを実現するためのアプローチ	4
2.4.1. 【ビジョン1】市民サービスのDX	4
2.4.2. 【ビジョン2】職員業務のDX	5
2.4.3. 【ビジョン3】DXを実現できる組織	6
3. 推進体制	7
別添	8
用語集	9

# 1. 背景

## 1.1. 国の状況

総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年（令和2年）12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、関係省庁による支援策等を併せてとりまとめ、2020年（令和2年）12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。その後、本計画は2024年（令和6年）2月に第2.3版として改定され、次の重点取組事項が定められています。計画期間は2026年（令和8年）3月までとなっています。

### 【重点取組事項】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 自治体フロントヤード改革の推進</li><li>② 自治体の情報システムの標準化・共通化</li><li>③ 公金収納におけるeLTAXの活用</li><li>④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進</li><li>⑤ セキュリティ対策の徹底</li><li>⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進</li><li>⑦ テレワークの推進</li></ul> |
|---|

また、2020年（令和2年）12月、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

## 1.2. 市の状況

本市では、2022年（令和4年）1月に、「逗子市のデジタル・ガバメント推進についての方針」として、行政手続きのデジタル化、会議のリモート化、職員のテレワーク制度の導入に関する方針を定め、2024年（令和6年）3月まで、この方針に従い各施策を進めてきました。しかしながら、市全体のDX推進ビジョンがなく全庁的にDX化を進めていく際の方向性を定める必要があったことから、本方針を吸収し、新たに「逗子市DX推進ビジョン」を策定することとしました。

## 2. DX推進ビジョン

### 2.1. 位置づけ

#### (1) 「逗子市総合計画」との関係

本ビジョンは、総合計画基本構想の第5章「計画の実現に向けて」に定める「デジタル技術の活用」及び同実施計画第5章「計画の推進にあたって」に定める「デジタル技術の積極的な活用」を受けて定めています。総合計画の目標を達成する手段としてのデジタル化及びDXの推進ビジョンを示すものです。

#### (2) 総務省の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」との関係

本ビジョンは、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の重点取組事項を取り込み、かつ、本市に必要な事項を追加し策定するものです。

### 2.2. 期間

2024年（令和6年）4月～2027年（令和9年）3月

※本市の推進状況、国・県の動向やデジタル技術の進展等に合わせて、期間中にビジョンを見直す可能性があります。

### 2.3. ビジョン

市民サービスと職員業務の2つの側面からDXを推進していきます。また、この2つのDXの推進にあたっては、DXに関する意欲、知識等が必要です。DXに関する力を養い、DXを実現できる組織へと体質改善を図っていきます。

【ビジョン1】 市民サービスのDX	「書かない」、「待たない」、「迷わない」、「行かない」行政サービスの実現
【ビジョン2】 職員業務のDX	業務の合理化・効率化及びテレワーク等によって働き方を選べる環境の実現
【ビジョン3】 DXを実現できる組織	各所管が主体的にデジタル化に取り組む状況の醸成とデジタルリテラシーの向上

## 2.4. ビジョンを実現するためのアプローチ

ビジョンを実現するための取組を、アプローチとして示します。それぞれのアプローチは相互に影響するものが多いことから、全体的な連携を図って進めていきます。

### 2.4.1. 【ビジョン1】市民サービスのDX

#### (1) 自治体フロントヤード改革の推進

「書かないワンストップ窓口」等によって、市民の利便性向上を推進します。

#### (2) 公金収納におけるeL TAXの活用

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料等について、市民がeL TAX（地方税ポータルシステム）を活用して納付できるよう環境整備を推進します。

#### (3) マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

マイナンバーカードの利活用機会の拡大のため行政手続きのオンライン化を推進するとともに、市民サービスの向上につながる独自利用について検討します。

個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」に基づいて、特定個人情報の適切な取扱いに努めます。

#### (4) 行政手続きのオンライン化の推進

オンライン化が可能な行政手続きについて、すべてのオンライン化を目指して取り組みます。特に市民の利便性向上に資する手続き（※1）については、マイナポータル及び汎用的電子申請システムからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きが可能となるよう進めます。また、手数料等をオンラインで決済できるようにすることで、対象手続きを拡大していきます。

国民健康保険料、保育料、市税等の口座振替については、Webから申し込めるよう環境を整備していきます。

その上で、オンライン手続きが利用されるよう、対応可能な手続きを市民へ周知していきます。

#### (5) GIS推進

本市で保有している地図情報を「公開型GIS」で公開することで、市民・事業者等が容易に情報の検索及び確認ができるよう推進します。

#### (6) キャッシュレス決済推進

窓口及びオンラインによる行政手続き等において、キャッシュレス決済の導入を推進します。

#### (7) デジタルデバйд対策推進

デジタル活用に不安を持つ市民に対しては、スマートフォンを利用した行政手続き等ができるようにデジタルデバйд対策を推進し、誰一人取り残されないデジタル社会を目指します。

(8) 説明会・相談等のリモート化推進

市民の利便性向上のため、説明会・相談等のリモート化を推進します。

(9) アナログ規制の見直し

アナログ規制を見直し、デジタル技術の活用の障壁をなくしていきます。

## 2.4.2. 【ビジョン2】職員業務のDX

(1) 自治体の情報システムの標準化・共通化推進

システムの維持管理、制度改正時等のシステム改修における人的・財政的負担の軽減及び市民サービス向上のため、標準化対象20業務（※2）のシステムについて、標準化・共通化を推進します。

(2) セキュリティ対策の徹底

自治体の情報システムの標準化・共通化の取組やサイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底します。

(3) 自治体のAI・RPAの利用推進

最新の技術動向を把握し、業務プロセスの見直しを実施した上で、AI・RPAの利用を検討していきます。

(4) テレワークの推進

テレワークは、重大な感染症や災害発生時に、行政機能を維持するための有効な手段と考えます。そのことを念頭に置き、自治体フロントヤード改革や業務フロー見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取り組みます。

(5) EBPM(証拠に基づく政策立案) 推進

データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データを取得する環境づくりを進めます。また、データを用いた分析・検証を踏まえ、合理的かつ的確な政策立案を図ります。

(6) 業務フロー見直しによる業務改善

業務フロー図の作成等によって庁内業務の見える化を進め、課題を洗い出します。その上で、デジタル技術の導入等によって、業務改善を図ります。

(7) ペーパーレス推進

会議資料や庁内回覧等の文書の電子化を徹底します。自治体の情報システムの標準化・共通化に合わせ、業務フローを見直し、さらなるペーパーレスを図ります。

(8) 公金収納の事務の合理化

庁舎内に公金のセルフ収納機を設置し、職員の公金収納の作業省力化を図ります。

### 2.4.3. 【ビジョン3】DXを実現できる組織

#### (1) デジタル・DX人材育成

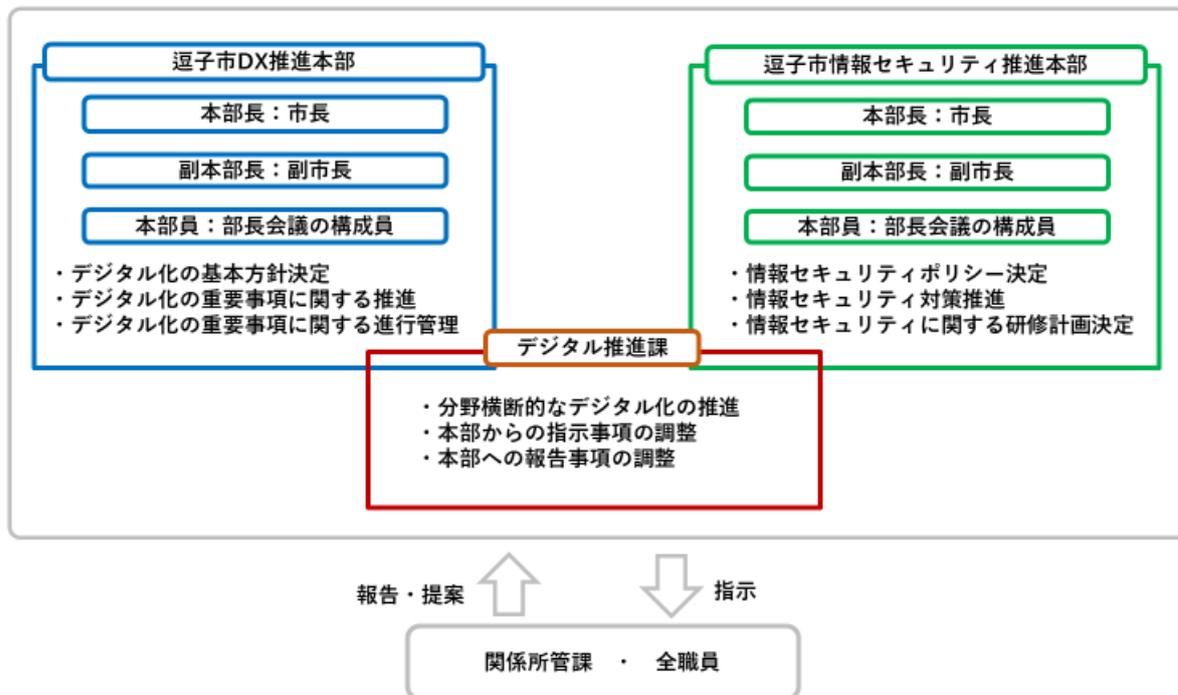
デジタル化・DXに関する研修を行い、全庁的にデジタル人材の確保、育成に取り組みます。

#### (2) DX推進体制の強化

全庁的にDX推進を加速させるため、体制の強化を図ります。

### 3. 推進体制

市長を本部長とする逗子市DX推進本部によってDXに関する施策を推進します。また、市長を本部長とする逗子市情報セキュリティ推進本部によって情報セキュリティ対策を実施します。デジタル推進課は分野横断的なデジタル化の推進及び各種調整を実施します。



## 別添

※1 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のうち「特に市民の利便性向上に資する手続」(27手続)

○子育て関係(15手続)

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更/住所変更等の届出
- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当等に係る寄附の申出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

○介護関係(11手続)

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

○被災者支援関係(1手続)

- 1) 罹災証明書の発行申請

※2 標準化対象20業務

住民基本台帳、国民年金、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て支援、戸籍、戸籍附票、生活保護、健康管理、就学、印鑑登録

## 用語集

用語	解説
AI	Artificial Intelligence の略。機械に人間と同じような知能を与える技術のこと。一般に「人工知能」と和訳される。
DX	デジタル・トランスフォーメーションのこと。デジタル技術を社会に浸透させることで生活をより良いものへと変革することをいう。英語表記は「Digital Transformation」だが、英語圏では「Trans」を「X」と略することが一般的であり、略称は「DT」ではなく「DX」が使われる。
EBPM	Evidence-Based Policy Making の略。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。
eLTAX	地方税ポータルシステムの呼称。地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。
GIS	Geographic Information System の略。地理的位置に関する様々な情報を持ったデータを加工・管理し、地図の作成や高度な分析などを行うシステム技術の総称。
RPA	Robotic Process Automation の略。人間がコンピュータ上で行っている定型作業を、ソフトウェアで自動化すること。
アナログ規制	デジタル技術の活用による省力化や合理化を妨げる国の法令等や地方公共団体の条例等による規制のこと。「目視による確認」、「対面による講習」、「訪問による閲覧」等の規制がある。
書かないワンストップ窓口	利用者が申告書を書く必要がなく、各種手続きにおける窓口を1つに集約し、ワンストップで手続きを完結すること。
自治体の情報システムの標準化・共通化	自治体が使用する情報システムに対して一定の基準や規格を設け、統一的な取り扱いができるようにすること。
自治体フロントヤード	自治体と住民の接点となる庁舎窓口や公共施設などのこと。
デジタルデバイド	「情報格差」と訳され、情報通信技術（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる生活の利便性や経済的な格差のこと。
デジタルリテラシー	デジタル技術を理解したうえで、適切に活用できるスキルのこと。
テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。